

諮問庁：財務大臣

諮問日：平成30年8月6日（平成30年（行情）諮問第349号）

答申日：平成30年11月12日（平成30年度（行情）答申第314号）

事件名：警察のGPS捜査に関連して財務省が作成・取得した文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「警察のGPS捜査に関して、財務省が作成したり、取得したりした文書すべて」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年5月2日付け財文第134号により財務大臣（以下「財務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、以下のとおりである（審査請求人は、審査請求書及び意見書に資料を添付しているが、その内容は省略する。）。

##### （1）審査請求書

2018年5月4日に「財文第134号 平成30年5月2日 行政文書開示決定通知書」（以下「通知書」という。）を受け取り、同年4月6日に私が開示請求していた「警察のGPS捜査に関して、財務省が作成したり、取得したりした文書すべて」が、「開示請求のあった上記行政文書について、財務省において文書の保有が確認できなかったため」という理由で不開示となったことを知りました。

さらに、通知書で「この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法の規定により、財務大臣に対し審査請求をすることができます」と教示されました。

そこで、不開示決定を取り消し、「警察のGPS捜査に関して、財務省が作成したり、取得したりした文書すべて」を開示するよう審査請求いたします。理由は以下のとおりです。

「GPS捜査」とは、特定年月日に最高裁判所大法廷で言い渡された「特定事件番号 特定事件名」の判決で、「車両に使用者らの承諾なく密かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握する刑事手続上の捜査」とされています。【甲第1号証】

判決翌日、『特定新聞』朝刊は「GPS捜査，自肅指示 警察庁『一番厳しい判決』」という見出しの記事を掲載し、「警察庁はGPSの使用を令状なしにできる任意捜査と位置づけ，2006年6月に運用要領を都道府県警に通達した」と伝え，たうえで，GPS捜査をめぐる全国の地方裁判所・高等裁判所の主な判断をまとめています。【甲第2号証】

警察庁の通達や指示により，長年，都道府県警でGPS捜査が行われていたわけですが，その経費は警察法37条の規定で国庫から支弁されていたことが明らかです。

よって，財務省がGPS捜査に関する文書を保有していないことはありません。

## (2) 意見書

諮問庁は理由説明書で「平成27年度分から平成30年度分の『概算要求書（裁判所・警察庁・法務省）』及び『概算要求資料（裁判所・警察庁・法務省）』を確認したが，請求内容に該当する行政文書の保有は確認できなかった」とする。

しかし，審査請求人が法務省と会計検査院に，GPS捜査に関する文書を情報公開請求し，開示された文書（同送の資料1と資料2。なお，資料2は，開示決定等の期限の特例規定が適用されたため，開示される文書の一部）を見れば，国費が支出されていることは明らかである。

諮問庁の理由は虚偽だから，審査請求人が情報公開請求している文書を全部，速やかに開示しなければならない。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 経緯

- (1) 平成30年4月6日付け（受付同月6日），法3条に基づき，審査請求人から財務大臣に対し，本件対象文書について開示請求が行われた。
- (2) これに対して，財務大臣は，法9条2項の規定に基づき，平成30年5月2日付け財文第134号により，不開示決定（原処分）を行った。
- (3) この原処分に対し，平成30年5月7日付け（受付同月8日），行政不服審査法第2条に基づき，審査請求が行われたものである。

### 2 審査請求人の主張

審査請求人の主張は，審査請求書の記載によると以下のとおりである。

警察庁の通達や指示により，長年，都道府県警でGPS捜査が行われていたわけですが，その経費は警察法37条の規定で国庫から支弁されていたことが明らかです。

よって、財務省がGPS捜査に関する文書を保有していないことはありえないため、不開示決定を取り消し、「警察のGPS捜査に関して、財務省が作成したり、取得したりした文書すべて」の開示を求める。

### 3 諮問庁としての考え方

本件については、財務大臣（処分庁）に対し、平成30年4月6日付け（受付同月6日）で「警察のGPS捜査に関して、財務省が作成したり、取得したりした文書すべて」を開示請求内容とする行政文書開示請求書が提出されたもの。

処分庁において文書探索を行った結果、開示請求内容に該当する文書の保有を確認することはできなかつたため、平成30年5月2日付けで、文書不存在を理由とする不開示決定を行ったものである。

この原処分に対して審査請求人は、GPS捜査に係る経費が国庫から支弁されていることは明らかであることから財務省がGPS捜査に関する文書を保有しているはずである旨主張するが、このような観点から改めて財務省主計局において開示請求時点に保有していた平成27年度分から平成30年度分の「概算要求書（裁判所・警察庁・法務省）」及び「概算要求資料（裁判所・警察庁・法務省）」を確認したが、請求内容に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

上記のことから、本件不開示決定は、必要な文書探索を行ったが文書の保有が確認できなかったため、文書不存在による不開示決定を行ったものとする。

### 4 結論

以上のことから、財務大臣が法9条2項に基づき行った原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |                   |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 平成30年8月6日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年9月10日   | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同年11月1日   | 審議                |
| ⑤ | 同月8日      | 審議                |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

## 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、「警察のGPS捜査に関して、財務省が作成したり、取得したりした文書すべて」であり、警察のGPS捜査に関しては、財務省の所掌する事務ではないが、財務省において、国の予算及び決算の作成に関すること等の事務を所掌する主計局であれば、当該文書を取得する可能性があることから、主計局において文書探索を実施することとした。

イ 主計局で本件対象文書の探索に当たり、GPS捜査に係る積算内容や支払内容などの行政文書があれば、「概算要求書（裁判所・警察庁・法務省）」及び「概算要求資料（裁判所・警察庁・法務省）」に本件対象文書が編てつされている可能性があると考えられたことから、財務省行政文書管理規則（平成23年財務省訓令第10号）の保存期間に則って保存されている平成27年度から平成30年度の「概算要求書（裁判所・警察庁・法務省）」及び「概算要求資料（裁判所・警察庁・法務省）」を対象として、「GPS捜査」及び「移動追跡装置」の関連し得るキーワードを基に、紙媒体の文書については、実際にその中身を確認する作業を行い、電子媒体の文書については、データの検索を行ったが、本件対象文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

なお、本件対象文書の探索は、本件開示請求を受けた際及び審査請求を受けた際に主計局において実施したが、保有は確認できなかった。

(2) 以上を踏まえて検討すると、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、他に同説明を覆すに足りる事情は認められない。

また、当審査会において、諮問庁から、上記規則の規定に基づき定められている主計局主計官（文書管理者）の標準文書保存期間基準の提示を受けて確認したところ、概算要求書及び概算要求資料の保存期間については3年とされており、保存期間満了時の措置については廃棄とされていることから、本件対象文書が、仮に平成26年度までに作成又は取得されたとしても、既に保存期間が満了し、廃棄されているものと考えられる。

したがって、財務省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

## 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、財務省において本件対象文書を保有している

とは認められず，妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子